

厚生労働省 令和 8 年度 職域における生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）パイロット事業
歯科口腔保健の推進に関する職域におけるパイロット事業の公募に係るFAQ

#	質問	回答
1	いつまでの実施分が対象となりますか？	原則、2026年12月中旬までの実施分になります。また、2027年1月29日までに実績報告書の提出が必須となります。
2	事業に携わる人員が不足する場合人員を派遣いただけますか？	事務局からの人員派遣は出来かねます。健診実施者にてご調整をお願いします。
3	簡易歯科健診を実施する人員の手配は可能ですか？	事務局からの人員派遣は出来かねます。健診実施者にてご調整をお願いします。 実施内容によっては人員の手配先のご案内は可能な場合があるため、人員の手配でご懸念がある場合は事務局にご相談ください。
4	1人当たりの所要時間はどの位ですか？	実施する内容によって異なりますため、キットの購入先や検査実施機関へお問い合わせください。
5	体外診断用医薬品は指定されたものですか？	募集要領に記載している体外診断用医薬品の使用を想定しておりますが、それ以外の製品以外でも体外診断用医薬品として承認され上市されている製品であれば使用可能です。応募申請書にご記載ください。
6	必ず体外診断用医薬品を使用した簡易歯科健診の実施でないと支援の対象になりませんか？	はい。体外診断用医薬品による検査及び質問紙の実施、これらを踏まえた受診勧奨ですが、本事業において支援対象となる簡易歯科健診となります。
7	使用しなかった体外診断用医薬品分も請求はできますか？	支払は体外診断用医薬品を実施した人数分の支払を基本としております。
8	必ず一般健診と同じタイミングで実施しなければいけませんか？	必ずしも一般健診等の健診のタイミングでの実施でなくても構いません。ただし、体外診断用医薬品の使用にあたっては使用の条件を満たした実施（法令順守）をお願いいたします。
9	同じ対象者に2回体外診断用医薬品を使用することはできますか？	できません。対象者1人あたり1回の実施でお願いいたします。
10	健診センターからの応募は可能ですか？	はい、可能です。ただし、健診実施者（保険者または事業主）から取りまとめを依頼された場合に限ります。
11	支店や工場など複数箇所で実施したい場合は一括で応募できますか？	はい、可能です。ただし、実施内容等の詳細は支店や工場ごとに作成をお願いしております。詳細は、応募申請書の様式をご確認ください。
12	申請人数を実施できなかった場合や実施内容に変更が生じた場合はどうすればよいですか？	事業内容の変更（中止）が判明した時点で速やかに、「事業内容変更届」または「事業実施中止届」を事務局まで提出ください。 実施人数の変更や歯科保健指導の実施有無の変更、実施日の変更、実施対象者の変更等、変更した内容が軽微であっても変更届を提出が必要です。（変更届の提出について判断に迷う場合は事務局まで問い合わせください。）
13	基準額を超えた場合（1人あたり、全体額どちらも）、上限までの分は支払ってもらえるの？	はい。募集要項の条件に沿って、認められる費用に関しては上限までお支払いが可能です。
14	何ををもって実施人数を判断するの？	実績報告書の提出をもって実施人数を判断します。
15	支援金はいつ支払ってもらえるの？	実績報告書を提出いただき、支援金の額を事務局よりご連絡いたします。その後、請求書を発行いただきます。事務局にて請求書を受理後60日以内に健診実施者が指定する銀行口座に支援金の振込を行います。
16	簡易歯科健診を実施する際、歯科医師や歯科衛生士の同席は必須ですか？	体外診断用医薬品による結果判定は医師または歯科医師の管理下で実施する必要があります。健診センターや巡回健診の場で結果判定を行う場合は医師（または歯科医師）の管理下での実施が必要になります。また、歯科医師の指示の下、歯科衛生士や看護師が実施するのであれば、必ずしも歯科医師がその場にいる必要はございません。
17	1人当たりの基準額には、体外診断用医薬品やその他費用も含まれますか？	基準額は、簡易歯科健診に要した全ての経費（体外診断用医薬品やその他費用も含む）となります。
18	簡易歯科健診の人数の上限や下限はありますか？	1 健診実施者あたりの最大実施人数は、10,000名、下限人数の設定はございません。ただし、実施人数が20名未満又は5,000名を超える実施計画となる場合は事務局と協議の上、実施人数を決定いたします。
19	体外診断用医薬品の唾液採取キットを受診者に郵送して実施する方法は可能ですか？	一部の製品は、自宅等で検体を本人が採取し、それを健診会場で提出（尿・便検査のイメージ）する形や個人々が自宅で採取し、ポスト投函し、結果も郵送で返却する方法も可能です。（※郵送検査サービスを医療機関や衛生検査所等が実施している場合）
20	既に実施済みの歯周病スクリーニング検査は支援金の対象となりますか？	既に実施済の事業につきましては、支援金の対象とはなりません。
21	歯科医師の指示の下、歯科衛生士や看護師が体外診断用医薬品を使用し、結果の通知や受診勧奨を行うことは可能ですか？	可能です。健診結果に基づき実施される受診勧奨は、歯科医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為（歯科医行為）であるものの、事前に健診の判定結果に対してのどのように受診勧奨を行うかについて歯科医師からの指示（プロトコル等）がなされている場合には可能となります。
22	簡易歯科健診の実施場所について規定はありますか？	歯科健診として実施する場合は、医療機関、又は健診の実施に必要な届出等の手続が行われた場所において実施することとなっております。
23	実施対象者について制限はありますか？	実施対象者について制限は設けておりません。ただし、過去1年以内に歯科健診を受けていない者等、より効果的な対象者に実施することが望ましいです。
24	簡易歯科健診において、受診勧奨として、地方公共団体が実施している歯科医師が口腔診査を行う歯科健診（例：歯周病検診等）への受診を促すことは差し支えないですか？	差し支えありません。